

肥前鹿島藩主鍋島家の神道書とその周辺

——新出『神道伝授秘函』を中心に——

川平敏文

はじめに

肥前鹿島藩は、九州の有明海に面した佐賀藩の支藩。石高は二万石で、藩としては小さい部類に入ろうが、歴代の藩主に文事を好む人が出て、質・量ともに全国稀に見る蔵書が形成されている。それらの大半は現在、佐賀県鹿島市祐徳稻荷神社内にある祐徳博物館に、中川文庫として所蔵されており、その書目は、『祐徳文庫図書分類目録』（一九三〇年）、『祐徳文庫図書分類目録補遺篇』（一九六一年）、『昭和五十九年新出補遺』（一九八四年）の各目録によって知ることができる。また、より完全な目録の作成を目指して、ここ二十年来、国文学研究資料館が主体となって書誌調査が進められている。

この文庫がどのような特色をもつかについては、調査団の中心的役割を果たしている井上敏幸の「文学名宝展によせて」（『中川文庫名宝展』解説冊子、二〇〇一年九月）に、その概要が的確に述べられている。それによれば、蔵書数は「約二万五千冊」、それらを集めた中心人物は、

「第三代直朝公、同夫人祐徳院、第四代直條公、直條公の兄格峰禪師、第六代直郷公、第十三直彬公」であった。そして、「歴代藩主達の多くの著作物をも含んでいる点に、他の文庫には見出しえない中川文庫独自の特徴があるといって過言ではないように思う」とある。

これらの蔵書が具体的に、どのように形成・管理されてきたのかを考えるに当たっては、まずは歌書・漢詩・神道・仏教など、ある程度大まかなジャンルごとに、その蔵書形成の歴史を追いかけ、さらにそれらを総合した視点から考察・分析するのが便法だろう。その一つの実践として、筆者はかつて「鍋島直郷と垂加神道―井田道祐事蹟略―」（『鹿島鍋島藩の政治と文化』所収、二〇〇八年）なる拙稿を発表した（以下「拙稿1」と略称）。これはテーマを神道に絞って、中川文庫の神道書全体の傾向を概観しつつ、特に第六代直郷の集書を中心に、その特色を考察したものであった。本稿は与えられたテーマの内容上、この拙稿1の内容と重複する点があることを最初にお断りしておく。ただし本稿では、祐徳稻荷神社内で近年新たに発見された神道資料の紹介を中心とするこ

とで、拙稿1の内容を補うとともに、第四代直條の神道受容についても、新たな知見を追加するつもりである。

一 中川文庫の神道書の傾向

まず拙稿1に拠りながら、中川文庫における神道書の全体的な傾向について、簡単に述べる。

中川文庫の神道書を、その内容から分類してみると、およそ次のようになる。ここでは便宜上、江戸時代における五つの代表的な神道流派とその他に分けて、点数の多い順に並べている。書物によってはどの流派に分類すればよいのか迷うものもあるが、とりあえず大まかな傾向を窺うためのデータとして見ていただきたい。

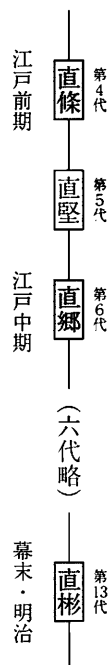
- 垂加神道 六五点(三一%)
- 復古神道 五五点(二六%)
- 伊勢神道 二九点(一四%)
- 儒家神道 一一点(五%)
- 吉田神道 七点(三%)
- その他 四三点(二二%)

*総記、西部・民衆神道、未分類など

ここから見えてくる大きな特徴としては、(一)垂加神道が全体の三分の一程度を占めること、そして(二)復古神道(国学系神道)がそれに次いで多いことであろう。この二つの系統だけで、全体の半分以上となる。さらにこれに付け加えて、内容上の特徴を少しく補っておく

ならば、(三)伊勢・吉田・儒家神道は、江戸前期の版本が多い。(四)垂加神道は、享保・元文頃の岡田磐斎奥書写本が多い。(五)復古神道は、平田篤胤の版本がほとんどを占め、また同一書が二、三本重複している場合が多い、といった事柄をあげることができる。

それでは、これらの神道書はいつ収集されたのか。それを考えるためには、それぞれの資料に捺された蔵書印が一つの判断材料となろう。あらかじめ、これらの神道書の収集に中心的に関わったと思われる藩主名をあげておくならば、左図のようになる。



すなわち、網掛けを施した第四代直條、第六代直郷、第十三直彬がそれであるが、彼らは神道書のみならず、中川文庫全体の蔵書形成における中心人物と言える人たちでもあった。

次に、彼らを使用した蔵書印の種類と、それらが全体に占める割合を示そう(なおここでは、ほぼすべての蔵書に捺されている「中川文庫」印は除外している)。

- ①「西園翰墨林」 直條・直郷 三三%
- ②「雲垣靈社」 直郷 三三%
- ③「直郷之印」 同 三〇%

④ 「直彬之章」	直彬	
⑤ 「藤直彬印」	同	} 二〇%
⑥ 「白雲主人」	同	
⑦ 「弘文館」	同	
⑧ その他（無印含む）		一八%

ここから確認されるのは、中川文庫の神道書は、直條（江戸前期）、直郷（江戸中期）、直彬（幕末・明治）という、それぞれの時代を生きた三人の藩主たちによって、段階的に集書されたものであるということである。そして特に、江戸中期の直郷の代にかかる集書（②③）は、①に含まれるものをも合わせれば三割強となり、歴代藩主の中では彼が最も神道書の収集（すなわち神道受容）に熱心であったことが窺えるのである。

三 新出『神道伝授秘函』の概要

近年、中川文庫の神道書と密接な関連をもつ資料群が、祐徳稻荷神社内から発見された。それは、鍋島直條・直郷が授与された神道秘伝書・切紙など二六四点で、写真のような状態で、黒漆塗りの茶箱の中にびっしりと収納されていた。いま仮に、これを『神道伝授秘函』と称しておくと、本資料の詳細については後日報告するが、大まかに述べておけば、二割が直條、八割が直郷にかかわるものと推測される。中川文庫の神道

書は書冊形態のものであるのに対し、こちらは一紙物がほとんどである。またその秘伝書という内容的性格もあつて、おそらくはこうして、他の神道書とは別に保管されてきたのであろう。

本資料の出現によって、鍋島家の神道受容の実態は、これまでよりも詳細に知られるようになると思われる。本稿ではその中から、直條代の伊藤栄治、直郷代の井田道祐という、二人の神道家と鍋島家との関連を示す新たな資料をいくつか紹介することにする。

まずは伊藤栄治について。拙稿「伊藤栄治―ある歌学者の生涯―」（『雅俗』第九号、二〇〇二年、以下「拙稿2」と略称）に拠りながら、その伝を辞書風に略述すれば、以下の通りとなる。¹⁾

歌学者・神道家。生年未詳。貞享二年八月二十八日没。享年未詳。一葉軒・是齋（哉）などと号す。京都の人。幼くして知恩院初代門跡良純法親王に仕え、中院通村・松永貞徳らの教えを受ける。慶安（明暦頃、名古屋・伊勢地方にて和歌・俳諧に遊び、万治頃、姫路藩主榊原忠次に、嫡男政房の侍読として召し出される。政房没後の寛文七年には、その徒然草講釈が特に認められて、島原藩主松平忠



房に召し出され、終生仕えた。また忠房の甥、鹿島藩主鍋島直條とも交流があった。

伊藤栄治という人物は、歌学者としても神道家としても、これまでその名前はあまり知られていない。しかし栄治が、榊原忠次や松平忠房、そして鍋島直條など、好学にして書籍収集に熱心であった大名たちと深い関連を持っていることは、彼の学者としての評価を知るうえで重要な指標になると思われる。つまり、そのようないわば「学問通」の大名たちのあいだを渡り歩いているということは、栄治の身につけていた歌学・神道学の知識が、非常に筋の良いものであったことを推測させるのである。

ところで、栄治が最終的に召し抱えられた島原藩には、松平文庫という、松平忠房の集書を中心とした全国的にも有名なコレクションがある。しかし当文庫には、栄治の著述およびその関係文書はほとんど伝存していない。一方、栄治とは直接的には関係のなかった鹿島藩関係の資料には、それらが比較的多く残っている。左はその一覧である。

〈中川文庫〉

『神道奥義之書』（写本一冊、万治元年奥書）

『政房朝臣家点取和歌』（写本一冊、万治三年奥書）

『紅紫弁引抄』（写本二冊、寛文二年序）

『近代和歌点取／院御点』（『新月筆記』（写本一冊）所収、寛文三年奥書）

『三十首倭歌』（写本一冊、寛文頃か） *榊原政房（寛文七年没）の名が

見える

『徒然草大意』（写本一冊、寛文九年成立）

『百人一首師説抄』（写本一冊、寛文十二年書写） *栄治所持本の写し

『三部抄之抄』（刊本五冊、延宝三年書入れ） *栄治考説を書入れ

『富士御覽日記』（写本一冊、延宝三年書写） *栄治所持本の写し

『中臣祓和註』（刊本一冊、延宝五年以降書入れ） *栄治考説を書入れ

『直朝公六十御賀御会』（『昌純和歌』（写本一冊）所収、天和元年成立）

〈福岡市立博物館蔵鹿島鍋島家資料〉

『源氏物語三ヶ之極秘』（写本一軸、延宝三年奥書）

『古今集三ヶ之大事』（写本一軸、延宝頃か）

『百人一首相伝秘々』（写本一軸、延宝頃か）

〈個人蔵〉

『柿本人麻呂之事』（写本一軸、延宝八年奥書） *栄治↓鍋島直條。三

輪正胤氏蔵（『歌学秘伝の研究』に全文翻字あり）

これらの多くは、鍋島直條が参勤交代で江戸在府のときに、島原藩邸に詰めていた栄治を呼んで講釈を受けたり、本を借りたりしたさいに生まれたものである。したがって本来ならばこれ以上の資料が、島原の松平家にも残っていてしかるべきであるが、先述のごとく、松平文庫にはそれらがほとんど伝存しない。今後、何らかの形で出現することが待ち望まれる。

さて、今回新たに発見された『神道伝授秘函』の中にも、栄治関連と推定される書冊・文書など、いくつもの新出資料が含まれていた。伝存

状態(包装、括りなど)を参考にして番号を付し、大まかに整理すれば次のようになる(括弧内の数字は仮番号)。

切紙類 三八点

【神道灌頂論】ほか(1-5-1～1-5-13)

【誓約二通】(7-3)

【タチ花ノ三種ノ口決】ほか(8-6-1)

【御手廻御反故類帳】ほか(8-7-1～8-7-6)

【短歌事】ほか(8-8-1～8-8-8)

書簡類 七点

【伊藤栄治書簡】(8-5-1～8-5-7)

書冊類 三点

【神道行事方口決】(9-11)

【神道伝受之心法】(9-12)

【神道聞書】(9-13)

切紙類は神道伝授にかかわるものがほとんどで、その内容・出処についてはまだ明らかにしていない。書簡類は栄治から直條、あるいはその侍者に宛てたもので、後述のように歌道伝授にかかわる興味深い資料が含まれる。書冊類は栄治の神道説がまとめられたもので、これも彼の学派上の位置を確かめるうえでの新しい知見を与えてくれる。

四 伊藤栄治関連資料の紹介

伊藤栄治の事蹟に関する、初めての本格的な記述は、入江滑「松平文庫を探る」(『墨是可新話』所収、一九六九年)であろう。入江は島原の郷土史家で、地元島原に残された諸資料を中心に、栄治の伝記についてのアウトラインを描いてくれた。筆者の栄治研究は、この入江の仕事をもとにしながら、それに肉付けをしていったものであるが、入江の言及している栄治の事蹟の中で、唯一その資料的根拠が確かめられないものがあった。それは次のようなくだりである。

この古今伝授について注意すべきことは、この年(延宝七年—川平註)十一月に、栄治は肥前鹿島(佐賀県鹿島市)藩士山崎八郎兵衛にも、古今伝授を行っていることである。栄治の名が近隣に聞こえていたことを証するものといえる。

鹿島藩主鍋島直條ならばともかく、なぜそこを飛び越えて、藩士山崎八郎兵衛なる人物へ古今伝授を行ったのか、また、そもそもこの記事がどのような資料をもとに書かれたのが判明しなかったのである。しかし『神道伝授秘函』の中に、その経緯が分かる資料が存在することが分かった。それは栄治が書いた一連の書簡である。いま、その最も核心的な内容をもつものを、一通だけ紹介しよう。

【伊藤栄治書簡】(8-5-2) *句読点・清濁を補うとともに、適当に改

行した。また四角囲いは推読。

追而致啓上候。從備前守様、(一)古今伝受之抄之次ノ冊、御写被

成度候間、越候様にと被仰候。尤任御意進之申度候へ共、此本は伝受之箱に入申内の書物にて候ゆへ、他出仕候事難成、誓約之事にて御座候条、不能其義、憚多背本意存候。就是拙者事、和歌一流之秘伝口決相承仕置申候へ共、不器用短才に付、埋木のしれぬ事と成、むさく〜と一生を暮候。今更くるの八千度、猶あまり有事に存候。

(2)幸、備前守様当道御執心之御事に御座候間、乍憚秘奥之事共存命之内に相伝仕度奉存候。世間に和歌口伝切紙、古今之大事共など、申事あまた流布仕候へ共、一事も正受之至伝は且以無御座候。加様之義共申上候も如何哉候へ共、邪正真偽を能御勘弁被遊候御器量と奉存候に付て、一子にも不申聞申進之候。必々此義御他言御無用に御座候。

(3)先は古今集至伝之卷、三鳥之正受、三ヶ之口伝、神詠等之秘注、伝受之箱ノ外に仕立置申候を皆々相伝申度候。伝受之箱は則主殿頭懇望に付て相承伝来之書物共入候ま、伝授仕申候へば、古今集伝受と申事はも早不能成候。歌道伝受と申事、悉悉く相授申度候。右之通御懇望之御志も御座候は、乍慮外世々ノ制法にて御座候間、御誓状一紙被遊可被下候。左候は、右申上候相伝之書共相

渡シ可申候。勿論御写しかけ被成候伝受ノ抄ノ次ノ冊も進之可申候。かやうに申候へば、何とやらん事をこのみ申候様に思召候はんづれども、全く左様ノ義にては無之候。道ノ為神以古来よりの堅き

法式にて、私之説にてはさら〜無之候。

(4)此度大病と云、老衰仕、中々存命難成義に御座候うち、此道のすたれ申候はん事もおほけなく、苦勞に成申候ゆへ、今生涯之内に伝残置申度存候へ共、不たんれん之衆中此道之好士にて無之かたへは口外にも及不申候。世上に偽説誤伝共流布仕、真受之直道失却仕候事、わが身一つの無念に存申候。拙者こそ不幸にて相果申候とも、貴高博才之御方へ伝授仕奉り置候は、あをやぎの糸不絶時至ん世も可有と奉存候。

一、(5)誓状之事、備前守様御名代として貴様に被遊候てもくるしからず候。其法式も又御座候事にて候。左候へば貴様にも右之書共御覽被成候事をゆるし申事にて、ちと口伝をも貴様へ申伝、又備州様へ貴様御申伝被成候様に仕事にて、とかく〜沙汰なしに奉頼候。且邪支申候てもよろしからず候間、必々隱密にたのみ申候。病中乱筆にまかせ申候。わけみへ申まじく候。御すいりやうに御よみ可被成候。猶期後喜時候。

七月吉日 伊藤栄治(花押)

山崎八郎兵衛様

人々御中

尚々 かやうの義御ことはり申もいかゞ哉候て過行申候へ共、露命も暮を待申事にて候へば、心底を不残申上候。思召入いかゞに候へ共、此方にはさら〜無隔心、申上候。此段可然様に御披露可被下候。御

承引におけるは貴様より具に御申こし可被下候。一度は面談にて具に申上度候。書付又は書物計にてはとくときさはりがたき口伝共も御座候。病中故早々以上

本書簡は、直條（備前守）への古今伝授の方法について、栄治が直條側の代理人である山崎八郎兵衛と相談したものである。私に付した傍線部を番号順に見ながら、その内容を確認しておこう。

(1) 直條侯が「古今伝受之抄之次ノ冊」の書写を所望しておられるというが、この本は「伝受之箱」に入れたものなので、容易にお貸し申し上げることができない。

(2) しかし侯は歌道に打ち込んでいる御様子なので、何とかして自分の生きているうちに、伝授を実現したいと思っている。世に流布する歌道の秘伝なるものは、実は偽物ばかりであるが、侯の器量を見込んで、このようなことを言うのである。

(3) そこでとりあえず「古今集至伝之巻、三鳥之正受、三ヶ之口伝、神詠等之秘注」など、「伝受之箱ノ外」に仕立て置いたものを伝授したい。本編である秘伝類は、松平忠房（主殿守）様の御所望につき、「伝受之箱」の中に入れてしまったので、もはや古今伝授はできない。しかし、直條侯にはすべての秘伝を授けたい。そのためには、恐れながら誓詞を一筆書いていただかなくてはならない。

(4) このたび大病・老衰につき、余命も計り知れないが、歌道を絶やさぬため、ぜひとも伝授を実現したい。

(5) 誓詞については、侯に直接書いていただかずとも、その代理としてあなた（山崎）が書いてくれるならば、それで構わない。先ほど申し上げた書物類は、それで貸すことができるし、また口伝も少々あなたに授けるので、それを侯へ伝えていただきたい。

以上がこの書簡の概要である。ここから、本書簡がいつ発信されたかを考証してみよう。

まず(2)(3)。このあたり、上げたり下げたり、出したり引いたり、いかにも勿体ぶった言い方となっていて面白いが、文中に、主君である忠房へ古今伝授を行ったことが触れられているのが注意される。栄治が忠房に古今伝授を行ったのは、延宝五年閏十二月。よって本書簡はそれ以後の発信ということになる。また(4)によれば、「大病」「老衰」など、栄治がこのときかなり弱っていたらしきことが分かる。栄治は延宝七年十月に退隠し、跡目を子の永運に譲っている。よってこの記述も、本書簡の発信年時同定の手がかりとなであろう。そして、延宝七年十一月に山崎へ古今伝授が行われたとする、入江の記述が正しいとするならば、本書簡の「七月吉日」も恐らく延宝七年のこととしてよいだろう。入江の記述の基となった資料そのものではないが、山崎への伝授というものが、直條の代理としてのそれであったことが、こうして判明したのである。

その他に、「神道伝授秘函」から窺える新たな知見を二点ほど示そう。

一つは、伊藤栄治の神道説について。拙稿②に翻字した「先祖書」によれば、栄治は京都在住時、萩原兼従について吉田神道を修め、その

後、伊勢在任時に、度会延佳について伊勢神道を学んだという。そこで拙稿2では、栄治の神道説は吉田・伊勢両派を兼学したものと記述したのであったが、このたび発見された『神道伝受之心法』(以下「心法」)によって、その点について若干の修正が必要であることが判明した。

本書で栄治は、我が国の神道の成り立ちを解説して、次のように言っている。すなわち、我が国には古来、宗源・齋元・靈宗の三派があったが、時代が下るに従ってその実態が分からなくなり、いつしか唯一宗源・両部習合・本迹縁起の三派と取り違えてしまったのである、と。栄治の指摘するこの「取り違え」は、中世の神道家・吉田兼俱の『唯一神道妙法要集』の中に初めて見られる。そしてこの兼俱が整備・体系化した吉田神道(唯一宗源神道)について、栄治は次のように述べている。

・但、当世下部に用るは皆宗源に背き、大方両部習合の由也。名のみ宗源をかりたる罪人たるべし。
・灌頂とは(中略)中比より卜部氏などに之を用とみへたり。是、真実の神道にあらず。口には宗源と云て行ひも心も仏説を守り来ること、なげかしき事ども也。

このように、中比以降の宗源神道——具体的には吉田神道を指す——は、仏教の祭儀・様式を取り入れており、神道の「罪人」であるとしてまで酷評しているのである。こうして見ると、栄治はあくまでも当世の吉田神道とは一線を画していたことが分かる。

栄治の別の神道書である『紅紫弁引抄』に、度会延佳『陽復記』に酷似した文章があること(拙稿2参照)、また栄治の子息永運が伊勢神宮

と引き続き強い関係を持っていること(注1の拙稿「伊藤栄治・永運のこと——江戸前期島原藩における神事の周辺」参照)などをも考え合わせれば、栄治の神道説はやはり伊勢神道系のそれであったかと思われるのであるが、事はそう簡単にはいかないようである。

今回出現した『神道伝受之心法』を詳しく読み解いていけば、次のような言説に出くわす。

異域無縁の法を慕ふこそ愚なれ。仏法に息をしりぞけ、一気の元源を汲むこそ皇道・神道二にして一なれば、理当心地の神道とこそ云べけれ。

栄治に仏教排斥の傾向があることは、近世神道学者の常としてさほど特異なものではないが、「皇道・神道」は二にして一であり、ゆえにこれを「理当心地の神道」という、と言及していることには注意が必要である。理当心地神道とは、近世初期の儒学者・林羅山が創建した神道流派と言われており、神道思想を政治論、朱子学的修養論と結びつけて論じるところに特徴がある。栄治は別の箇所でも、「王道・神道一也」、「神道は即理也」などと言っており、これと何らかの関係があることが予想される。

そこで試みに林羅山の『神道伝授』(日本思想大系39所収)と本書を対照させてみると、いくつかの条文において、その文章まで酷似しているものがあることに気付くのである。一例だけ示そう。

・一、人間は昼の如し。神道は夜の如し。昼夜の不同はあれども、其理は同じ。生死の道も又かくのごとし。生をば今日にたとへ、今年

にたとふ。死をば昨日にたとへ、去年にたとふ。(中略) 民の義に
宜く叶ふ事を先もつばらおこなふ時は、即神慮に通ずる也。

(栄治『神道伝受之心法』)

・一、民ハ神ノ主也。(中略) 人間ハ昼ノ如シ。神道ハ夜ノ如シ。昼
夜不同ハアレドモ其理ハ不同ナシ。生死ノ道モ又如此。生ヲバ今日
ニタトヘ、今年ニタトフ。死ヲバ昨日ニタトヘ去年ニタトフ。(中
略) 民道義ニ宜ク叶フ。先専行上ハ則神慮ニ通ズルナリ。

(羅山『神道伝授』「神道人道一理」)

これはかなり一致している例であるが、全体として比較した場合には、
両者には違いもまた多い。たとえば先に示した日本古来の神道三派(宗
源・齋元・靈宗)などの記述は、羅山の『神道伝授』には含まれていな
い。しかし両者が何らかの関係にあることは間違いないと言えるだろ
う。

とすれば、栄治の神道説は先述の伊勢神道、そしてこの理当地神道
という、二つの流派と関係することになり、明確に一つの流派には位置
付けられないことになる——あるいは近世の伊勢神道が理当地神道を
撰取しているという可能性もあるが、これについては未考——。ともあ
れ、少なくとも彼が当流の吉田神道と距離を置いていることは、はつき
りとして取れるのであって、栄治の神道家・歌学者としての立場を考え
るうえで、本書の出現は大きな収穫であった。

次に、直條の神道受容および集書について。上述のごとく、直條は栄
治から神道にかんするさまざまな切紙を伝授されているのであるが、直

條の神道修学の師が栄治ひとりに限られていたかという点、実はそうで
はないようである。すなわち『神道伝授秘函』のなかに、貞享元年十一
月、惣社宮内少輔・志貴泰賢が直條へ伝授した神道書(二)が見られ
る。泰賢は富士浅間神社の神官で、吉田神道を奉じた人(谷省吾『垂加
神道の成立と展開』五六五頁、二〇〇一年)。そしてこの貞享元年とい
う年時は、栄治がまだ存命中でもある。直條は栄治以外にも、神道修学
の窓口を求めていた可能性がある。このことは、直條の代に集められた
と思われる神道書に、版本が多いことも連動しているように思われ
る。直條の神道修学は、たとえば次に見る直郷のような、一つの流派の
奥秘を極めるという底のものではなくて、やや総説的な受容を志向して
いたと思われる。

なお、直條が神道に興味を持った理由については、その叔父である松
平忠房の影響を考えなければならぬだろう。忠房の伊勢神宮信仰につ
いては拙稿の中でも触れたところだが、最近、島原松平家の本拠地であ
る愛知県額田郡幸田町に現存する墓所が、社殿様式ともいえる特異な構
造であることが報告されている(幸田町教育委員会編『瑞雲山本光寺
松平忠雄墓所発掘調査報告 遺構編』、二〇二二年三月)。忠房の神道信
仰の強さがまた一つ明らかになつたわけで、その直條への影響という仮
説も、より蓋然性の度合いを高めるのである。

五 垂加神道関連資料と井田道祐蔵書

次に、『神道伝授秘函』の大半を占める、近世中期の直郷関連資料について述べる。

直郷が神道の師として迎えたのは、井田道祐なる人物である。まずはその伝について、拙稿1を参考として、例のごとく辞書風に略述しよう。

碁士・歌人・神道家。元禄六年生、没年・享年未詳。正勝・茂昇・守根などと称す。囲碁は本因坊門、和歌は鴛河中也門、神道は岡田磐斎門。享保二十年頃、鍋島直郷から碁の師匠として招かれる。元文三年七月、鴛河中也の旧蔵書引き取りの件で、中也の遺族と直郷との間を仲介。元文五年五月、直郷および蓮池藩主・鍋島直恒に神代巻講義。以後、寛保三年にかけて、種々の神道伝授を行う。

右のように、道祐の才芸は多岐に亘っており、単に神道だけではなく、直郷の文事の遂行、およびそれに伴う蔵書形成においても、重要な働きをしていたと思われる。たとえば、直郷の和歌の師は鴛河中也なる、望月長孝系の江戸歌人であったが、中也は直郷の入門後、ほどなくして病没してしまふ。そのとき、中也の蔵書を直郷のもとへ献納させるべく、遺族とその条件について交渉したのがこの道祐であった（井上敏幸「鴛河中也と鍋島直郷」、新日本古典文学大系月報68、一九九六年、および拙稿1）。中川文庫に所蔵される中也関係歌書資料は、そうしていまに伝存するわけである。

さて、それでは中川文庫の神道書の形成に、道祐はどのような働きをしていたであろうか。それを考えるさいの一つの手がかりとなるのが、『井田正勝蔵書目録』（写本一冊、中川文庫蔵）である。本書には、神道・和歌・囲碁を中心に、道祐が所蔵していた約二〇〇点の書目が記される。中川文庫の垂加神道関係書の多くは、この道祐蔵書目録に載せられる書物を筆写したものであると思われるのであるが、しかし実際に両者を対照させてみると、中川文庫蔵の垂加神道関係書六五点のうち、道祐蔵書目録との一致が推定されるものは二一点で、結果は三分の程度にとどまる。では、その他の書物はどのようにして中川文庫に入ったのか。

このとき考えてみなければならないのは、直郷の神道の師が、道祐ひとりではなかったということである。

拙稿1に指摘したように、『覚』（福岡市立博物館蔵鹿島鍋島家資料・25番）によれば、直郷の神道の師は「吉田殿、岡田盤斎／井田道祐」となっており、道祐のほか吉田殿（時代的に吉田兼雄と推測される）、および岡田磐斎の名前が挙がっている。岡田磐斎は道祐の師で、鹿島家歴代藩主の年譜である『御年譜』寛保二年六月七日の条によれば、「神籬伝ヲ受給フ。コレニ依テ、九日ニ、盤斎・道祐へ太刀馬代三枚充ヲ賜ハル」とあって、垂加神道の最重要奥秘といつてもよい「神籬伝」にあたり、道祐とともに褒美を下されている。このことは直郷が、道祐を主としながらも、磐斎とも繋がりをもっていた可能性を推測させる。

そこで『岡田磐斎・盤鎮父子蔵書目録』（皇學館大学神道研究所、一

九八五年)を利用して、中川文庫蔵垂加神道書との関係を調べてみると、師弟関係であったことの当然の結果として、磐斎の蔵書は道祐のそれと重なるものが多いが、道祐蔵書にはなく、磐斎蔵書とのみ一致するものが一七点確認できた。このことは、中川文庫の垂加神道書がすべて井田道祐の蔵書を写したのではなく、岡田磐斎のそれを写したのも相当数あることを示している。ただし、道祐・磐斎蔵書との関係が考えられるものは、合計してもまだ四〇点弱で、残りの二五点ほどがどのような経緯で中川文庫に形成されたかは、他の要因をも考える必要がある。

その一つは、直郷からすれば十七歳年長の、蓮池藩主鍋島直恒との関係である。たとえば、中川文庫蔵「中臣祓抄」(写本一冊)には、「神道名法要集」「詠百首」とともに、直恒の所持本を写した旨の奥書が見える。また「御年譜」によれば、直恒は元文五年五月六日から一年間、月に六度の頻度で、直郷とともに井田道祐の神代巻講義を聴聞しており(拙稿1)、垂加神道にも興味を持っていた。あるいは、鍋島家親類同格である諫早家の文庫には、岡田磐斎およびその師の一人である玉木正英の奥書を持つ書物が相当数見受けられる(若木太一ほか「諫早文庫(仮)目録」、科研費報告書「幕末より明治初期にかけての肥前・肥後における歌学・漢学及び文事に関する研究」所収、二〇〇六年)。さらに同じことは、数量はやや少ないながらも、佐賀本藩の鍋島文庫においても言える(「鍋島家蔵書目録」、佐賀県立図書館、一九六四年)。これら、肥前佐賀藩周辺の大名たちにおける垂加神道書の書承関係は、今後解明されなければならない課題である。

またこの問題は、江戸中期における垂加神道の受容相、特に大名・旗本といった武家階層におけるその実態の究明という、もう少し大きな問題へと展開されるべきものかもしれない。この時期の朝廷における垂加神道受容については、磯前順一・小倉慈司「近世朝廷と垂加神道」(ベリカン社、二〇〇五年)に、正親町家を中心とした活動についての報告がいちおう備わるが、江戸の武家階層におけるそれについては、まだ詳しい研究は進んでいない。キー・パーソンとなるのは跡部良顕・玉木正英、そしてこの二人に師事した岡田磐斎といった江戸垂加派の人々であろうが、なぜこの時期、垂加神道が武家階層に普及したのか、そしてそれは実態としてどれくらい全国的な広がりを見せるのかといった問題は、今後ぜひとも究明が進められなければならない。³⁾

六 新出「神道伝授秘函」における垂加神道書

最後に、今回出現した「神道伝授秘函」から、拙稿1においては伝存不明としていた、いくつかの書物に関する情報が得られたので、そのことを報告して本稿を閉じたい。

ここで「不明」というのは、「御年譜」に垂加神道の重要な秘伝を相伝したという記録はありながら、中川文庫にその現物に相当する資料が見当たらないという場合である。それらは通常の冊子体ではなく、切紙の形を取ることが多いから、中川文庫の冊子群とは別に、この「神道伝授秘函」の中に収められていたわけであろう。いま、「御年譜」の記述

と、それに相当あるいは関連すると思われる資料名を整理してみると、次のようになる。

三種神器の御伝授

【三種神器之口決、他】一帖 (6-2)

風水草

【風水草】三冊 (2-2)

【風水草管窺】一冊 (2-3)

【風水草に付道祐え磯波翁より之手紙、并道祐え尋の書】一封一通(2-7)

筒守

【筒守誓約・風水草誓約】一封一通 (7-4)

神籬伝

【神籬磐境伝】一冊 (2-1)

【神籬磐境伝】一通 (7-2)

【天津神籬磐境極秘書】一冊 (7-7)

【神籬諸説】一冊 (7-8)

【持綬扣(神籬磐境極秘之伝)】(9-3)

土金伝授

【土金之伝 他一通】(1-4-5)

橘家神道の鳴弦・墓目御相伝

【橘家墓目秘卷】一卷 (1-3-1)

【橘家鳴弦秘卷】一卷 (1-3-2)

【橘家祈禱加持之伝】一卷 (1-3-3)

【橘家神体勸請伝】一卷 (1-3-4)

【橘家神道十三冊】一通 (9-8)

このように、「御年譜」に記される伝授書のほぼ全てが、「神道伝授秘函」の中には確認できる。それぞれの詳しい中身については今後の調査を待たなければならぬが、ここに出現した「生」の資料群が、垂加神道の伝授形式・内容の解明に多くの知見を与えることは確実である。

注

(1) 栄治伝については、ほかに拙稿「鉄槌」の編者——伊藤栄治説——(『国語国文』七一―八号、二〇〇二年)、拙稿「伊藤栄治・永運のこと——江戸前期島原藩における神事の周辺」、『社家文事の地域史』所収、思文閣出版、二〇〇五年)、勢田道生「神戸能房編『伊勢記』の著述意図と内容的特徴」(『待兼山論叢』第四四号、二〇一〇年)など参照。

(2) 拙稿1でも記したように、吉川兼雄とは儀礼的な交際はあるものの、神道修学には実質的に関わっていないと思われる。なおこの時代の吉田家の位置をめぐる問題については磯前順一・小倉慈司「近世朝廷と垂加神道」(ベリかん社、二〇〇五年)、井上智勝「近世の神社と朝廷権威」(吉川弘文館、二〇〇七年)、海野圭介「吉田神道と古今伝授——『八雲神詠伝』の相伝を中心に——」(『中世神話と神祇・神道世界』所収、竹林舎、二〇一一年)などが参考になる。

(3) 脱稿後、「近世神道史の新視点——垂加神道を軸として」と題するシンポジウムの記録が目に入った(企画・司会＝高倉一紀、発題者＝松本丘・綱川歩美・西岡和彦、「皇學館大学神道研究所紀要」第二八号所収、二〇二二年三月)。たいへん興味深い議論が展開されているが、特に綱川氏の発題と本稿後半部の内容は、互いに響くところが大きいように思う。